

平成 23 年 1 月 12 日

**金融商品専門委員会**  
**ディスカッション・ポイント**

**1. これまでの審議の状況**

我が国の金融商品会計基準では、現状、金融負債の分類及び測定について、概ね国際的な会計基準と同様の取扱いが採用されている。他方、IASB は、2010 年 10 月に、金融負債の分類及び測定について IFRS 第 9 号「金融商品」に取り込んでいる。

こうした状況を踏まえ、本年 10 月 21 日に開催された委員会において、IFRS とのコンバージェンスを図る観点から「検討状況の整理」を進めていくことが概ね了解されており、前回（12 月 2 日）の委員会において、参考資料(1)の論点 1～4 について、具体的な内容について検討を頂いている（議事概要は、審議資料(3)-3 を参照）。

また、12 月 21 日に開催された金融商品専門委員会において、参考資料(1)の論点 5～7 について、ご審議を頂いた結果、以下の点を除いて、概ね、IFRS 第 9 号とのコンバージェンスを進める方向で審議を進めることが合意されている。

- 管理上、組込デリバティブを区分している場合、複合金融商品について、引き続き、企業が区分処理を行い得るようにすべき。
- 公正価値オプションについて、具体的な適用例を踏まえつつ検討すべき。

**2. ディスカッション・ポイント**

本日の委員会では、金融負債の分類及び測定に関するプロジェクトの進め方について、以下のポイントを中心にご審議を頂けますよう、お願い致します。

- 複合金融商品（主契約が金融負債の場合）について、管理上、組込デリバティブを区分している場合の取扱いについては引き続き検討することとした上で、IFRS 第 9 号におけるアプローチ<sup>1</sup>をベースとして検討を進めてはどうか。
- 金融負債に関する開示について、会計処理の検討と平仄を合わせて必要な見直しを行うとともに、債務不履行及び契約違反等に関する注記等についても必要と認められる場合、注記事項を追加する方向で検討を進めてはどうか。

以 上

<sup>1</sup> IFRS 第 9 号では、以下の要件を満たす場合、区分処理が求められている。

組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していないこと  
組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品がある場合、それがデリバティブの定義に該当すること  
複合金融商品が、公正価値で測定して公正価値変動を純利益に認識するものではないこと